

# 任意継続について

Q

今月期間満了で離職するが、会社から任意継続するか聞かれたが、任意継続とはどういうものか。



任意継続とは、健康保険を継続することができる制度で、保険料は現在控除されている保険料の倍額になる。継続するかどうかは、国民健康保険に切り替えた場合の保険料額と比較してから決めた方が良い。ただし、保険料には上限があり、退職時の標準月額報酬が 32 万円を超えていた場合は、32 万円の標準報酬月額により算出された保険料となる。

Q

今月の 5 月 9 日から勤務していたが、持病が出たため退職したら任意継続はできるのか。



任意継続の要件として資格喪失日の前日まで継続して 2 か月以上の被保険者期間が必要としているので、6 月に退職した場合は継続することができない。

Q

5 月 1 日から臨時的に働いていたが、連休明けに任意継続の保険料を納めた後に 5 月 1 日から雇用すると言われた。納めてしまった保険料は返金されるのか。



資格取得と保険料の納付の確認後に返金の手続きに必要な請求申請書が送られてくる。

Q

退職時に任意継続をしなかったが今からでも入れるのか。



健康保険任意継続は退職後 20 日以内に手続きをすれば加入できる。ただ、保険料は勤務時に控除されていた健康保険料の倍額になるため、国民健康保険の保険料と比較して決めた方が良い。※ただし保険料には上限があり、退職時の標準報酬月額が 32 万円を超えていた場合は、32 万円の標準報酬月額により算出した保険料となる。(R7 年 3 月分までは 30 万円) "

Q

今まで期間満了で退職した際、任意継続をしていたが今回は任意継続をしても意味がないと言われた。



年齢を聞いたところ 1 月に 75 歳になるので手続きをしても任意継続の保険証が届く前に 75 歳の後期高齢者の健康保険になってしまう。12 月分の保険料をただ払うだけになって継続しても意味がないということではないか。